

知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領

平成 23 年 4 月 4 日
知床五湖の利用のあり方協議会

1. はじめに

知床五湖の利用のあり方協議会では、知床国立公園知床五湖利用調整地区のヒグマ活動期^{※1}に知床五湖地上遊歩道にて利用者を引率することのできる「知床五湖登録引率者」の平成24年度以降の新規登録に向けた養成を希望する者を募集します。今回募集する新規養成希望者は、所定の養成研修カリキュラム^{※2}修了後に最長3カ年の登録試験の受験資格を得ることができ、最短で平成24年春から知床五湖登録引率者としてヒグマ活動期の知床五湖地上遊歩道の引率が行えるようになります。

※1 「ヒグマ活動期」…別添参考1「知床五湖利用調整地区利用適正化計画」参照。知床五湖においてヒグマの活動が活発な時期であり、地上遊歩道の立入に際し知床五湖登録引率者の同行が義務づけられる期間。平成23年度は5月10日から7月31日。平成24年度における開園から5月9日の扱いは、平成23年中に知床五湖の利用のあり方協議会にて協議される予定です。

※2 養成研修カリキュラム…本要領4及び別紙2「養成研修カリキュラム一覧」及び添付別紙3「養成研修日程」参照。

2. 募集人数 最大16名

※書面・面接において募集要件を確認の上、募集人数を超えた場合抽選とします。

面接は5月9日～16日で日程調整。応募用紙に面接希望日を記入。

3. 知床五湖登録引率者の役割について

平成23年5月10日から知床五湖地区の地上遊歩道に自然公園法の利用調整地区制度が導入されます。この制度は、制度期間中、遊歩道への立入前に、立入認定申請を行い、立入認定証の交付を受けるとともに、利用ルール等の事前レクチャーを受けることが義務づけられた制度です。

この制度の中で、知床五湖登録引率者は、知床五湖におけるヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖利用のあり方協議会が養成・登録した者であり、ヒグマ活動期において、唯一「代表者立入認定申請」^{※3}をできる者とされています。

そのため、知床五湖登録引率者は、ヒグマ活動期の地上遊歩道を利用希望する者からの依頼を受け、地上遊歩道の利用者を代表し立入認定申請の手続きを行い、利用者を引率する役割を担います。各引率者による団体の立入スケジュールは専用ウェブ^{※4}による予約シ

システムにて事前確定したスケジュールを優先します。予約システム上で知床五湖登録引率者は、利用機会を提供する主体になります。

知床五湖登録引率者は、ヒグマ活動期の地上遊歩道にて、ヒグマと遭遇しないよう遭遇回避の行動をとりながら引率し、万一遭遇した場合にも、同行者の安全を確保する役割を担います。そのためヒグマ活動期シーズン前・中・後に制度運営者の主催する研修に参加し、制度や技術の確認を行うとともに、他の引率者とヒグマ遭遇のケーススタディ研修などを通じて情報共有を図らねばなりません。

また、知床五湖登録引率者の登録については、毎年秋に更新試験を受けなければなりません。

なお、知床五湖利用調整地区制度は、毎年のモニタリング結果を元に、毎年、利用適正化計画の見直しを行うこととしています。ヒグマ活動期の運用については、知床五湖登録引率者審査部会^{※5}において主たる議論がされます。この部会へは知床五湖登録引率者から3名の代表者が出席し、知床五湖利用調整地区制度の順応的管理に協力しています。

※3 代表者立入認定申請…代表者立入認定申請は、申請者が他の同行者の立入認定も合わせて申請を行う申請の方法です。知床五湖登録引率者は、ヒグマ活動期に最大10名までの同行者を引率し地上遊歩道に立ち入ることができます。

※4 専用ウェブ…平成23年4月下旬まで<http://shiretoko-eco.net/goko-rsv/user/>
平成23年4月下旬から<http://goko.go.jp/>に移行する予定。

※5 知床五湖登録引率者審査部会…知床五湖利用調整地区制度の内容は、関係行政・団体により組織された知床五湖の利用のあり方協議会にて合意形成がされ決定されます。知床五湖登録引率者審査部会は、あり方協議会の部会の位置づけで、主にヒグマ活動期の運用について協議する場です。（別添参考2 知床五湖の利用のあり方協議会設置要領及び別添参考3 知床五湖登録引率者審査部会設置要領参照。）

4. 新規養成カリキュラム

知床五湖登録引率者は次の知識・技術を身につけていなければなりません。

- ①知床五湖の地理を熟知していること。
- ②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること。
- ③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること。
- ④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に待避できること。
- ⑤引率者として最大10名の同行者の統率をとり行動できること。

これらの知識・技術を身につけるため、別添資料3「養成研修カリキュラム一覧」の研修・インターン等を実施します。日程については別添資料4「養成研修日程」のとおりになっています。

5. 新規養成者の応募条件

- ①平成24年の5月10日時点で成人になっていること。

知床五湖登録引率者は、知床五湖利用調整地区制度のヒグマ活動期において唯一代表者立入認定の申請をできる者である。代表者立入認定の手続きを行える者は成人でなければなりません。

- ②知床五湖利用調整地区制度の趣旨・目的に賛同し、登録引率者資格の取得を希望する者
知床五湖利用調整地区制度（ヒグマ活動期）は、これまでヒグマとの遭遇・事故を避けるために閉鎖してきた時期・場所に、利用のルールを守り、その対処法を有する者として利用者を引率し、知床らしい自然を楽しむための機会を創出するための制度です。知床五湖登録引率者は、同行者に利用ルールの遵守をさせる義務があり、また、予約システムに掲載され、知床五湖地上遊歩道の利用体験を提供する主体となり、最大10名の利用者を引率する者となります。

- ③知床五湖の利用のあり方協議会が主催する養成研修を全て受けることができる者

ヒグマとの遭遇・事故を避けるための技術・知識を積むための養成カリキュラム（別紙2、日程は別紙3）を全て受講し実施しなければ登録試験の受験資格が得られません。

- ④知床五湖の利用のあり方協議会知床五湖登録引率者審査部会における構成員となる引率者代表（3名）の選出に参加し、選出された者に対し意見等の委任をできる者
順応的に制度の改良を行っていくために、「登録引率者審査部会」において、多くの関係者の代表に加え、引率者からの選出による3名の代表が部会構成員として参加することとしています。新たに登録される知床五湖登録引率者もこの部会構成員の選出に参加することができます。

- ⑤知床エコツアーリズムガイドラインの遵守・協力ができる者。

知床五湖において引率を行う者は、知床を代表するエコツアーガイドです。知床エコツアーリズムガイドライン（別添参考4）を遵守し、これに協力してください。

- ⑥平成24年の引率開始時まで、事故発生時の責任対応のために、1事故について3億円以上（アクティビティの性質により3億円以上の契約が不可能な場合はその最高額）の賠償責任保険に加入できること。

責任対応を個人で負うことは難しく、賠償責任保険への加入が必要である。個人の日常生活賠償責任保険において引率活動は対応外となります。有償ガイドの場合、事業等を行い保険会社により認められる団体であれば総合賠償責任保険に加入できます。無償ガイドの場合、所属するボランティア団体が社協の登録団体である場合、ボランティア保険に加入できます。保険が受けられる団体に所属する必要があります。

6. 応募手続

(1) 応募書類の作成及び提出方法

別紙1の応募用紙に所定の事項を記入し、下記宛先に郵送または持参してください。

(2) 受付期間

平成23年4月11日（月）から

平成23年5月6日（金）まで（当日必着）

7. 費用

(1) 新規養成カリキュラムにかかる経費

平成24年度の新規養成に向けた研修会等のカリキュラムは知床五湖の利用のあり方協議会で実施しますので養成カリキュラム受講にかかる費用は要しません。

(2) 登録試験にかかる経費

新規養成カリキュラム修了者が受験することの出来る登録試験については、試験実施に要する実費相当分を負担していただきます。負担額は、受験者数等によって変わる場合がありますので、後日本人にお知らせします。

問い合わせ先及び応募書類提出先

問い合わせ先：環境省ウトロ自然保護官事務所

担当：野川裕史 上席自然保護官

TEL：0152-24-2297（平日 8:30～12:00, 13:00～17:15）

FAX：0152-24-3646

応募書類提出先：

〒099-4354 斜里郡斜里町ウトロ西 186-10

知床世界遺産センター内

環境省ウトロ自然保護官事務所